

東海旅客鉄道株式会社旅客営業規則の一部改正（四国旅客鉄道会社線内の運賃改定等に伴う改正）

現 行	改 正
<p style="text-align: center;">(前略)</p> <p>(乗車券類の発売日)</p> <p>第 21 条 乗車券類は、発売当日から有効となるものを発売する。ただし、次の各号に掲げる乗車券類は、当該各号に定めるところによって発売する。</p> <p>(1) 普通乗車券</p> <p>前条第 1 項第 2 号の規定によって発売する普通乗車券は、原乗車券の有効期間内の日で旅客の希望する日を有効期間の開始日として発売する。この場合、原乗車券が定期乗車券であるときは、有効期間の開始日の 2 日前から発売する。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(4) 指定券</p> <p>当該列車（未指定特急券にあつては、指定した乗車日の列車群のうち、始発駅を最も早く出発する列車）が始発駅を出発する日の 1 箇月前の日の 10 時から発売する。ただし、<u>次に掲げる指定券については、それぞれに定めるところによって発売する。</u></p> <p><u>イ 第 57 条の 2 の規定による乗継ぎの取扱いをする場合の別に定める後乗列車の指定券にあつては、当該列車が始発駅を出発する日の 1 箇月 1 日前の日の 10 時</u></p> <p><u>ロ 立席特急券にあつては、別に定める日</u></p> <p style="text-align: center;">(中略)</p>	<p style="text-align: center;">(前略)</p> <p>(乗車券類の発売日)</p> <p>第 21 条 乗車券類は、発売当日から有効となるものを発売する。ただし、次の各号に掲げる乗車券類は、当該各号に定めるところによって発売する。</p> <p>(1) 普通乗車券</p> <p>前条第 1 項第 2 号の規定によって発売する普通乗車券は、原乗車券の有効期間内の日で旅客の希望する日を有効期間の開始日として発売する。この場合、原乗車券が定期乗車券であるときは、有効期間の開始日の 2 日前から発売する。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(4) 指定券</p> <p>当該列車（未指定特急券にあつては、指定した乗車日の列車群のうち、始発駅を最も早く出発する列車）が始発駅を出発する日の 1 箇月前の日の 10 時から発売する。ただし、<u>立席特急券については、別に定める日から発売する。</u></p> <p style="text-align: center;">(中略)</p>
<p>(特定の特別急行券の発売)</p> <p>第 57 条の 3 第 57 条第 1 項第 1 号イの規定により指定席特急券を発売する場合及び同条同項同号ニの(イ)の j の規定により特別車両以外の座席を指定して特定特急券を発売する場合で、次の各号に掲げる期間内の日に特別車両及びコンパートメント個室以外の座席車に乗車するときは、特定の特別急行料金によって指定席特急券又は特定特急券を発売する。ただし、北海道旅客鉄道会社線の新幹線以外の線区の停車駅相互間に乗車する場合、第 125 条第 1 項第 1 号ロの(イ)の d の</p>	<p>(特定の特別急行券の発売)</p> <p>第 57 条の 3 第 57 条第 1 項第 1 号イの規定により指定席特急券を発売する場合及び同条同項同号ニの(イ)の j の規定により特別車両以外の座席を指定して特定特急券を発売する場合で、次の各号に掲げる期間内の日に特別車両及びコンパートメント個室以外の座席車に乗車するときは、特定の特別急行料金によって指定席特急券又は特定特急券を発売する。ただし、北海道旅客鉄道会社線の新幹線以外の線区の停車駅相互間に乗車する場合、第 125 条第 1 項第 1 号ロの(イ)の d の</p>

現 行	改 正
<p>(b)の①及び(ハ)のbに定める列車に乗車する場合並びに別表第1号の2第1項に定める列車群に含まれる列車に乗車する場合を除く。</p> <p>(1) 旅客の乗車する日が、次に掲げる期間内の日であるとき。ただし、九州旅客鉄道会社線の鹿児島本線（新幹線）及び九州新幹線以外の線区の停車駅相互間に乗車する場合を除く。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>2 前項の規定によるほか、新幹線以外の線区であって、次の各号に定める区間を乗車するときは、特定の特別急行料金によって指定席特急券、立席特急券、自由席特急券又は特定特急券を発売する。</p> <p>(1) 次に掲げる線区又は区間に運転する特別急行列車の停車駅相互間（ただし、特別急行列車成田エクスプレス号及びE261系車両で運転する特別急行列車に乗車する場合を除く。）</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(2) <u>宇野線中岡山・茶屋町間、本四備讃線及び予讃線に運転する特別急行列車で、西日本旅客鉄道会社線内又は西日本旅客鉄道会社線と四国旅客鉄道会社線とにまたがる場合の50km以内の停車駅相互間。ただし、立席特急券及び自由席特急券に限る。</u></p> <p>(3) 四国旅客鉄道会社線内に運転する特別急行列車の<u>50km</u>以内の停車駅相互間。ただし、<u>25kmを超え50km以内の指定席特急券を除く。</u></p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p><u>(8) 七尾線中津幡・和倉温泉間に運転する特別急行列車の51km以上の停車駅相互間</u></p> <p>(9) 前各号の規定にかかわらず、別表第1号の2第1項に定める列車群に含まれる特別急行列車の停車駅相互間。ただし、同列車群に含まれるいずれかの特別急行列車に乗車する場合に限る。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(特定の普通急行券の発売)</p> <p>第57条の4 第57条第1項第2号の規定により普通急行券を発売する場合で、旅</p>	<p>(b)の①及び(ハ)のbに定める列車に乗車する場合並びに別表第1号の2第1項に定める列車群に含まれる列車に乗車する場合を除く。</p> <p>(1) 旅客の乗車する日が、次に掲げる期間内の日であるとき。ただし、九州旅客鉄道会社線の鹿児島本線（新幹線）及び九州新幹線以外の線区の停車駅相互間に乗車する場合を除く。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>2 前項の規定によるほか、新幹線以外の線区であって、次の各号に定める区間を乗車するときは、特定の特別急行料金によって指定席特急券、立席特急券、自由席特急券又は特定特急券を発売する。</p> <p>(1) 次に掲げる線区又は区間に運転する特別急行列車の停車駅相互間（ただし、特別急行列車成田エクスプレス号及びE261系車両で運転する特別急行列車に乗車する場合を除く。）</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(2) <u>七尾線中津幡・和倉温泉間に運転する特別急行列車の51km以上の停車駅相互間</u></p> <p>(3) 四国旅客鉄道会社線内に運転する特別急行列車の<u>25km</u>以内の停車駅相互間。ただし、<u>立席特急券及び自由席特急券に限る。</u></p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p><u>(削る)</u></p> <p>(8) 前各号の規定にかかわらず、別表第1号の2第1項に定める列車群に含まれる特別急行列車の停車駅相互間。ただし、同列車群に含まれるいずれかの特別急行列車に乗車する場合に限る。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(特定の普通急行券の発売)</p> <p>第57条の4 第57条第1項第2号の規定により普通急行券を発売する場合で、旅</p>

現 行	改 正						
<p>客が次の各号に定める区間を乗車するときは、特定の普通急行料金によって普通急行券を発売する。</p>	<p>客が次の各号に定める区間を乗車するときは、特定の普通急行料金によって普通急行券を発売する。</p>						
<p>(1) 北海道旅客鉄道会社線内に運転する普通急行列車の50km以内の停車駅相互間</p>	<p>(1) 北海道旅客鉄道会社線内に運転する普通急行列車の50km以内の停車駅相互間</p>						
<p>(2) <u>四国旅客鉄道会社線内に運転する普通急行列車の50km以内の停車駅相互間</u> (中略)</p>	<p>(2) <u>七尾線に運転する普通急行列車の停車駅相互間 (50km以内の区間を除く)</u> (中略)</p>						
<p><u>(9) 七尾線に運転する普通急行列車の停車駅相互間 (50km以内の区間を除く)</u> (中略)</p>	<p><u>(削る)</u> (中略)</p>						
<p>(四国旅客鉄道会社内の幹線内相互発着の大人片道普通旅客運賃)</p>	<p>(四国旅客鉄道会社内の幹線内相互発着の大人片道普通旅客運賃)</p>						
<p>第 77 条の 3 四国旅客鉄道会社内の幹線内相互発着となる場合の大人片道普通旅客運賃は、<u>発着区間の営業キロを次の営業キロに従って区分し、各その営業キロに対する賃率により、第 77 条の規定を適用して計算した額とする。</u></p>	<p>第 77 条の 3 四国旅客鉄道会社内の幹線内相互発着となる場合の大人片道普通旅客運賃は、<u>次の各号に定めるとおりとする。</u></p>						
<table border="0"> <tr> <td><u>100 キロメートル以下の営業キロ (第 1 地帯)</u></td> <td><u>1 キロメートルにつき 18 円 21 銭</u></td> </tr> </table>	<u>100 キロメートル以下の営業キロ (第 1 地帯)</u>	<u>1 キロメートルにつき 18 円 21 銭</u>	<p>(1) <u>営業キロが 11 キロメートルから 100 キロメートルまでの場合</u></p> <table border="0"> <tr> <td style="text-align: center;"><u>営業キロの区間</u></td> <td style="text-align: center;"><u>大人片道普通旅客運賃</u></td> </tr> <tr> <td><u>15 キロメートルまで</u></td> <td><u>330 円</u></td> </tr> </table>	<u>営業キロの区間</u>	<u>大人片道普通旅客運賃</u>	<u>15 キロメートルまで</u>	<u>330 円</u>
<u>100 キロメートル以下の営業キロ (第 1 地帯)</u>	<u>1 キロメートルにつき 18 円 21 銭</u>						
<u>営業キロの区間</u>	<u>大人片道普通旅客運賃</u>						
<u>15 キロメートルまで</u>	<u>330 円</u>						
<table border="0"> <tr> <td><u>100 キロメートルを超え、300 キロメートル以下の営業キロ (第 2 地帯)</u></td> <td><u>1 キロメートルにつき 16 円 20 銭</u></td> </tr> </table>	<u>100 キロメートルを超え、300 キロメートル以下の営業キロ (第 2 地帯)</u>	<u>1 キロメートルにつき 16 円 20 銭</u>	<table border="0"> <tr> <td><u>15 キロメートルを超え、30 キロメートルまで</u></td> <td><u>5 キロメートルまでを増すごとに 100 円加算</u></td> </tr> <tr> <td><u>30 キロメートルを超え、35 キロメートルまで</u></td> <td><u>740 円</u></td> </tr> </table>	<u>15 キロメートルを超え、30 キロメートルまで</u>	<u>5 キロメートルまでを増すごとに 100 円加算</u>	<u>30 キロメートルを超え、35 キロメートルまで</u>	<u>740 円</u>
<u>100 キロメートルを超え、300 キロメートル以下の営業キロ (第 2 地帯)</u>	<u>1 キロメートルにつき 16 円 20 銭</u>						
<u>15 キロメートルを超え、30 キロメートルまで</u>	<u>5 キロメートルまでを増すごとに 100 円加算</u>						
<u>30 キロメートルを超え、35 キロメートルまで</u>	<u>740 円</u>						
<table border="0"> <tr> <td><u>300 キロメートルを超え、600 キロメートル以下の営業キロ (第 3 地帯)</u></td> <td><u>1 キロメートルにつき 12 円 85 銭</u></td> </tr> </table>	<u>300 キロメートルを超え、600 キロメートル以下の営業キロ (第 3 地帯)</u>	<u>1 キロメートルにつき 12 円 85 銭</u>	<table border="0"> <tr> <td><u>35 キロメートルを超え、40 キロメートルまで</u></td> <td><u>850 円</u></td> </tr> <tr> <td><u>40 キロメートルを超え、45 キロメートルまで</u></td> <td><u>980 円</u></td> </tr> </table>	<u>35 キロメートルを超え、40 キロメートルまで</u>	<u>850 円</u>	<u>40 キロメートルを超え、45 キロメートルまで</u>	<u>980 円</u>
<u>300 キロメートルを超え、600 キロメートル以下の営業キロ (第 3 地帯)</u>	<u>1 キロメートルにつき 12 円 85 銭</u>						
<u>35 キロメートルを超え、40 キロメートルまで</u>	<u>850 円</u>						
<u>40 キロメートルを超え、45 キロメートルまで</u>	<u>980 円</u>						
<table border="0"> <tr> <td><u>600 キロメートルを超える営業キロ (第 4 地帯)</u></td> <td><u>1 キロメートルにつき 7 円 05 銭</u></td> </tr> </table>	<u>600 キロメートルを超える営業キロ (第 4 地帯)</u>	<u>1 キロメートルにつき 7 円 05 銭</u>	<table border="0"> <tr> <td><u>45 キロメートルを超え、50 キロメートルまで</u></td> <td><u>1,080 円</u></td> </tr> <tr> <td><u>50 キロメートルを超え、60 キロメートルまで</u></td> <td><u>1,240 円</u></td> </tr> </table>	<u>45 キロメートルを超え、50 キロメートルまで</u>	<u>1,080 円</u>	<u>50 キロメートルを超え、60 キロメートルまで</u>	<u>1,240 円</u>
<u>600 キロメートルを超える営業キロ (第 4 地帯)</u>	<u>1 キロメートルにつき 7 円 05 銭</u>						
<u>45 キロメートルを超え、50 キロメートルまで</u>	<u>1,080 円</u>						
<u>50 キロメートルを超え、60 キロメートルまで</u>	<u>1,240 円</u>						
	<table border="0"> <tr> <td><u>60 キロメートルを超え、70 キロメートルまで</u></td> <td><u>1,430 円</u></td> </tr> </table>	<u>60 キロメートルを超え、70 キロメートルまで</u>	<u>1,430 円</u>				
<u>60 キロメートルを超え、70 キロメートルまで</u>	<u>1,430 円</u>						

現 行	改 正												
<p>2 前項の規定にかかわらず、別表第2号イの2に定める営業キロの区間の大人片道普通旅客運賃については、同表に定めるところにより特定の額とする。</p> <p>(中略)</p> <p>(四国旅客鉄道会社内の地方交通線内相互発着の大人片道普通旅客運賃)</p> <p>第77条の7 四国旅客鉄道会社内の地方交通線内相互発着の大人片道普通旅客運賃は、発着区間の擬制キロにより、第77条の3に規定した額を適用する。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、地方交通線内相互発着となる場合の大人片道普通旅</p>	<p><u>70キロメートルを超え、80キロメートルまで</u> 1,640円</p> <p><u>80キロメートルを超え、90キロメートルまで</u> 1,830円</p> <p><u>90キロメートルを超え、100キロメートルまで</u> 2,010円</p> <p>(2) <u>営業キロが100キロメートルを超える場合</u>  <u>発着区間の営業キロを次の営業キロに従って区分し、各その営業キロに対する賃率により、第77条第1項並びに同条第2項第3号及び第4号の規定を適用して計算した額とする。</u></p> <table border="0"> <tr> <td><u>100キロメートルを超え、200キロメートル以下の営業キロ</u></td> <td><u>(第1地帯)</u></td> <td><u>1キロメートルにつき</u> <u>19円20銭</u></td> </tr> <tr> <td><u>200キロメートルを超え、300キロメートル以下の営業キロ</u></td> <td><u>(第2地帯)</u></td> <td><u>1キロメートルにつき</u> <u>16円20銭</u></td> </tr> <tr> <td><u>300キロメートルを超え、600キロメートル以下の営業キロ</u></td> <td><u>(第3地帯)</u></td> <td><u>1キロメートルにつき</u> <u>12円85銭</u></td> </tr> <tr> <td><u>600キロメートルを超える営業キロ</u></td> <td><u>(第4地帯)</u></td> <td><u>1キロメートルにつき</u> <u>7円05銭</u></td> </tr> </table> <p>(削る)</p> <p>(中略)</p> <p>(四国旅客鉄道会社内の地方交通線内相互発着の大人片道普通旅客運賃)</p> <p>第77条の7 四国旅客鉄道会社内の地方交通線内相互発着の大人片道普通旅客運賃は、発着区間の擬制キロにより、第77条の3に規定した額を適用する。</p> <p>(削る)</p>	<u>100キロメートルを超え、200キロメートル以下の営業キロ</u>	<u>(第1地帯)</u>	<u>1キロメートルにつき</u> <u>19円20銭</u>	<u>200キロメートルを超え、300キロメートル以下の営業キロ</u>	<u>(第2地帯)</u>	<u>1キロメートルにつき</u> <u>16円20銭</u>	<u>300キロメートルを超え、600キロメートル以下の営業キロ</u>	<u>(第3地帯)</u>	<u>1キロメートルにつき</u> <u>12円85銭</u>	<u>600キロメートルを超える営業キロ</u>	<u>(第4地帯)</u>	<u>1キロメートルにつき</u> <u>7円05銭</u>
<u>100キロメートルを超え、200キロメートル以下の営業キロ</u>	<u>(第1地帯)</u>	<u>1キロメートルにつき</u> <u>19円20銭</u>											
<u>200キロメートルを超え、300キロメートル以下の営業キロ</u>	<u>(第2地帯)</u>	<u>1キロメートルにつき</u> <u>16円20銭</u>											
<u>300キロメートルを超え、600キロメートル以下の営業キロ</u>	<u>(第3地帯)</u>	<u>1キロメートルにつき</u> <u>12円85銭</u>											
<u>600キロメートルを超える営業キロ</u>	<u>(第4地帯)</u>	<u>1キロメートルにつき</u> <u>7円05銭</u>											

現 行	改 正																																
<p>客運賃のうち、次に定める擬制キロの区間又は擬制キロ及び営業キロの区間の大人片道普通旅客運賃は、次のとおり特定の額とする。</p>																																	
<table border="0"> <tr> <td style="text-align: center;"><u>擬制キロの区間又は擬制キロ及び営業キロの</u></td> <td style="text-align: center;"><u>大人片道普通旅</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>区間</u></td> <td style="text-align: center;"><u>客運賃</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>擬制キロ 11km</u></td> <td style="text-align: center;"><u>240 円</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>擬制キロ 16km</u></td> <td style="text-align: center;"><u>290 円</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>擬制キロが 17km で営業キロが 15km</u></td> <td style="text-align: center;"><u>290 円</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>擬制キロ 21km</u></td> <td style="text-align: center;"><u>400 円</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>擬制キロ 22km</u></td> <td style="text-align: center;"><u>400 円</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>擬制キロが 26km で営業キロが 23km</u></td> <td style="text-align: center;"><u>490 円</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>擬制キロが 31km で営業キロが 28km</u></td> <td style="text-align: center;"><u>570 円</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>擬制キロが 36km で営業キロが 32km</u></td> <td style="text-align: center;"><u>670 円</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>擬制キロが 41km で営業キロが 37km</u></td> <td style="text-align: center;"><u>780 円</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>擬制キロが 46km で営業キロが 41km</u></td> <td style="text-align: center;"><u>870 円</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>擬制キロが 51km で営業キロが 46km</u></td> <td style="text-align: center;"><u>970 円</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>擬制キロが 61km で営業キロが 55km</u></td> <td style="text-align: center;"><u>1,110 円</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>擬制キロが 71km で営業キロが 64km</u></td> <td style="text-align: center;"><u>1,300 円</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>擬制キロが 81km で営業キロが 73km</u></td> <td style="text-align: center;"><u>1,480 円</u></td> </tr> </table>	<u>擬制キロの区間又は擬制キロ及び営業キロの</u>	<u>大人片道普通旅</u>	<u>区間</u>	<u>客運賃</u>	<u>擬制キロ 11km</u>	<u>240 円</u>	<u>擬制キロ 16km</u>	<u>290 円</u>	<u>擬制キロが 17km で営業キロが 15km</u>	<u>290 円</u>	<u>擬制キロ 21km</u>	<u>400 円</u>	<u>擬制キロ 22km</u>	<u>400 円</u>	<u>擬制キロが 26km で営業キロが 23km</u>	<u>490 円</u>	<u>擬制キロが 31km で営業キロが 28km</u>	<u>570 円</u>	<u>擬制キロが 36km で営業キロが 32km</u>	<u>670 円</u>	<u>擬制キロが 41km で営業キロが 37km</u>	<u>780 円</u>	<u>擬制キロが 46km で営業キロが 41km</u>	<u>870 円</u>	<u>擬制キロが 51km で営業キロが 46km</u>	<u>970 円</u>	<u>擬制キロが 61km で営業キロが 55km</u>	<u>1,110 円</u>	<u>擬制キロが 71km で営業キロが 64km</u>	<u>1,300 円</u>	<u>擬制キロが 81km で営業キロが 73km</u>	<u>1,480 円</u>	
<u>擬制キロの区間又は擬制キロ及び営業キロの</u>	<u>大人片道普通旅</u>																																
<u>区間</u>	<u>客運賃</u>																																
<u>擬制キロ 11km</u>	<u>240 円</u>																																
<u>擬制キロ 16km</u>	<u>290 円</u>																																
<u>擬制キロが 17km で営業キロが 15km</u>	<u>290 円</u>																																
<u>擬制キロ 21km</u>	<u>400 円</u>																																
<u>擬制キロ 22km</u>	<u>400 円</u>																																
<u>擬制キロが 26km で営業キロが 23km</u>	<u>490 円</u>																																
<u>擬制キロが 31km で営業キロが 28km</u>	<u>570 円</u>																																
<u>擬制キロが 36km で営業キロが 32km</u>	<u>670 円</u>																																
<u>擬制キロが 41km で営業キロが 37km</u>	<u>780 円</u>																																
<u>擬制キロが 46km で営業キロが 41km</u>	<u>870 円</u>																																
<u>擬制キロが 51km で営業キロが 46km</u>	<u>970 円</u>																																
<u>擬制キロが 61km で営業キロが 55km</u>	<u>1,110 円</u>																																
<u>擬制キロが 71km で営業キロが 64km</u>	<u>1,300 円</u>																																
<u>擬制キロが 81km で営業キロが 73km</u>	<u>1,480 円</u>																																
(中略)	(中略)																																
(四国旅客鉄道会社線内の営業キロが 10 キロメートルまでの片道普通旅客運賃)	(四国旅客鉄道会社線内の営業キロが 10 キロメートルまでの片道普通旅客運賃)																																
第 84 条の 3 四国旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の営業キロが 10 キロメートルまでの片道普通旅客運賃は、次の各号に定めるとおりとする。	第 84 条の 3 四国旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の営業キロが 10 キロメートルまでの片道普通旅客運賃は、次の各号に定めるとおりとする。																																
(1) 幹線内相互発着の場合	(1) 幹線内相互発着の場合																																
<table border="0"> <tr> <td style="text-align: center;">イ 営業キロが 3 キロメートル以下の場合</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">大人</td> <td style="text-align: center;"><u>170 円</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">小児</td> <td style="text-align: center;"><u>80 円</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">ロ 営業キロが 4 キロメートルから 6 キロメートルまでの場合</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">大人</td> <td style="text-align: center;"><u>210 円</u></td> </tr> </table>	イ 営業キロが 3 キロメートル以下の場合		大人	<u>170 円</u>	小児	<u>80 円</u>	ロ 営業キロが 4 キロメートルから 6 キロメートルまでの場合		大人	<u>210 円</u>	<table border="0"> <tr> <td style="text-align: center;">イ 営業キロが 3 キロメートル以下の場合</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">大人</td> <td style="text-align: center;"><u>190 円</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">小児</td> <td style="text-align: center;"><u>90 円</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">ロ 営業キロが 4 キロメートルから 6 キロメートルまでの場合</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">大人</td> <td style="text-align: center;"><u>240 円</u></td> </tr> </table>	イ 営業キロが 3 キロメートル以下の場合		大人	<u>190 円</u>	小児	<u>90 円</u>	ロ 営業キロが 4 キロメートルから 6 キロメートルまでの場合		大人	<u>240 円</u>												
イ 営業キロが 3 キロメートル以下の場合																																	
大人	<u>170 円</u>																																
小児	<u>80 円</u>																																
ロ 営業キロが 4 キロメートルから 6 キロメートルまでの場合																																	
大人	<u>210 円</u>																																
イ 営業キロが 3 キロメートル以下の場合																																	
大人	<u>190 円</u>																																
小児	<u>90 円</u>																																
ロ 営業キロが 4 キロメートルから 6 キロメートルまでの場合																																	
大人	<u>240 円</u>																																

現 行	改 正
<p>小児 <u>100 円</u></p> <p>ハ 営業キロが7キロメートルから10キロメートルまでの場合</p> <p>大人 <u>220 円</u></p> <p>小児 <u>110 円</u></p> <p>(2) 地方交通線内相互発着の場合及び幹線と地方交通線を連続して乗車する場合</p> <p>地方交通線内相互発着の場合は擬制キロにより、幹線と地方交通線を連続して乗車する場合は運賃計算キロにより、前号に規定した額を適用する。<u>ただし、次に定める擬制キロ又は運賃計算キロ及び営業キロの区間については、次のとおり特定の額とする。</u></p> <p><u>イ 擬制キロ又は運賃計算キロが4キロメートルで営業キロが3キロメートルの場合</u></p> <p>大人 <u>170 円</u></p> <p>小児 <u>80 円</u></p> <p><u>ロ 擬制キロ又は運賃計算キロが11キロメートルで営業キロが10キロメートルの場合</u></p> <p>大人 <u>240 円</u></p> <p>小児 <u>120 円</u></p> <p>(中略)</p> <p>(他の旅客鉄道会社線を連続して乗車する場合の大人片道普通旅客運賃)</p> <p>第85条 次の各号に掲げる旅客鉄道会社線内発又は着若しくは通過となる場合で、他の旅客鉄道会社線を連続して乗車するときの大人片道普通旅客運賃は、発着区間の営業キロ又は運賃計算キロに基づき、第77条、第77条の5若しくは第81条の規定により計算した額又は第84条に規定する額に、次により当該旅客鉄道会社線ごとに計算した額（以下「普通旅客運賃の加算額」という。）を合計した額とする。</p> <p>(1) 北海道旅客鉄道会社線</p> <p>北海道旅客鉄道会社線内の乗車区間に対して次により計算した額</p>	<p>小児 <u>120 円</u></p> <p>ハ 営業キロが7キロメートルから10キロメートルまでの場合</p> <p>大人 <u>280 円</u></p> <p>小児 <u>140 円</u></p> <p>(2) 地方交通線内相互発着の場合及び幹線と地方交通線を連続して乗車する場合</p> <p>地方交通線内相互発着の場合は擬制キロにより、幹線と地方交通線を連続して乗車する場合は運賃計算キロにより、前号に規定した額を適用する。</p> <p>(中略)</p> <p>(他の旅客鉄道会社線を連続して乗車する場合の大人片道普通旅客運賃)</p> <p>第85条 次の各号に掲げる旅客鉄道会社線内発又は着若しくは通過となる場合で、他の旅客鉄道会社線を連続して乗車するときの大人片道普通旅客運賃は、発着区間の営業キロ又は運賃計算キロに基づき、第77条、第77条の5若しくは第81条の規定により計算した額又は第84条に規定する額に、次により当該旅客鉄道会社線ごとに計算した額（以下「普通旅客運賃の加算額」という。）を合計した額とする。</p> <p>(1) 北海道旅客鉄道会社線</p> <p>北海道旅客鉄道会社線内の乗車区間に対して次により計算した額</p>

現 行	改 正												
<p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(2) 四国旅客鉄道会社線 四国旅客鉄道会社線内の乗車区間に対して次により計算した額</p> <p>イ 幹線相互を乗車する場合 第 77 条の 3 の規定により計算した額から第 77 条の規定により計算した額を差し引いた額</p> <p>ロ 幹線と地方交通線を連続して乗車する場合 第 81 条の 3 の規定により計算した額から第 81 条の規定により計算した額を差し引いた額</p> <p><u>ハ 前イの規定にかかわらず、次に定める駅相互間については、次のとおり特定の額とする。</u></p> <p style="padding-left: 2em;"><u>上の町・宇多津間を乗車する場合の児島・宇多津間</u>      10 円</p> <p style="padding-left: 2em;"><u>上の町・丸亀間を乗車する場合の児島・丸亀間</u>      10 円</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(加算普通旅客運賃適用区間にかかわる大人片道普通旅客運賃)</p> <p>第 85 条の 3 加算普通旅客運賃適用区間を乗車する場合又は当該区間と他の区間を連続して乗車する場合の大人片道普通旅客運賃は、発着区間の営業キロ又は運賃計算キロに基づき、第 77 条、第 77 条の 2、第 77 条の 3、第 81 条、第 81 条の 2、第 81 条の 3、第 81 条の 4、第 84 条、第 84 条の 2、第 84 条の 4 及び第 85 条の規定により計算した額に大人加算普通旅客運賃を加えた額とする。</p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、次に定める区間の大人片道普通旅客運賃は、次のとおり特定の額とする。</u></p> <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;"><u>区間</u></th> <th style="text-align: center;"><u>大人片道普通旅客運賃</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;"><u>児 島 ・ 坂 出 間</u></td> <td style="text-align: center;"><u>530 円</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>児 島 ・ 宇 多 津 間</u></td> <td style="text-align: center;"><u>440 円</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>児 島 ・ 丸 亀 間</u></td> <td style="text-align: center;"><u>530 円</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>児 島 ・ 讃 岐 塩 屋 間</u></td> <td style="text-align: center;"><u>530 円</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>児 島 ・ 多 度 津 間</u></td> <td style="text-align: center;"><u>530 円</u></td> </tr> </tbody> </table>	<u>区間</u>	<u>大人片道普通旅客運賃</u>	<u>児 島 ・ 坂 出 間</u>	<u>530 円</u>	<u>児 島 ・ 宇 多 津 間</u>	<u>440 円</u>	<u>児 島 ・ 丸 亀 間</u>	<u>530 円</u>	<u>児 島 ・ 讃 岐 塩 屋 間</u>	<u>530 円</u>	<u>児 島 ・ 多 度 津 間</u>	<u>530 円</u>	<p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(2) 四国旅客鉄道会社線 四国旅客鉄道会社線内の乗車区間に対して次により計算した額</p> <p>イ 幹線相互を乗車する場合 第 77 条の 3 の規定により計算した額から第 77 条の規定により計算した額を差し引いた額</p> <p>ロ 幹線と地方交通線を連続して乗車する場合 第 81 条の 3 の規定により計算した額から第 81 条の規定により計算した額を差し引いた額</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(加算普通旅客運賃適用区間にかかわる大人片道普通旅客運賃)</p> <p>第 85 条の 3 加算普通旅客運賃適用区間を乗車する場合又は当該区間と他の区間を連続して乗車する場合の大人片道普通旅客運賃は、発着区間の営業キロ又は運賃計算キロに基づき、第 77 条、第 77 条の 2、第 77 条の 3、第 81 条、第 81 条の 2、第 81 条の 3、第 81 条の 4、第 84 条、第 84 条の 2、第 84 条の 4 及び第 85 条の規定により計算した額に大人加算普通旅客運賃を加えた額とする。</p> <p><u>(削る)</u></p>
<u>区間</u>	<u>大人片道普通旅客運賃</u>												
<u>児 島 ・ 坂 出 間</u>	<u>530 円</u>												
<u>児 島 ・ 宇 多 津 間</u>	<u>440 円</u>												
<u>児 島 ・ 丸 亀 間</u>	<u>530 円</u>												
<u>児 島 ・ 讃 岐 塩 屋 間</u>	<u>530 円</u>												
<u>児 島 ・ 多 度 津 間</u>	<u>530 円</u>												

現 行	改 正
<p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(四国旅客鉄道会社線内の大人定期旅客運賃)</p> <p>第 95 条の 3 四国旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の大人定期旅客運賃は、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 大人通勤定期旅客運賃</p> <p>イ 幹線内相互発着となる場合 別表第 2 号ロの 3 に定める額</p> <p>ロ 地方交通線内相互発着となる場合 発着区間の擬制キロにより前イ (別表第 2 号ロの 3) に定める定期旅客運賃を適用した額 <u>ただし、別表第 2 号ロの 4 に定める擬制キロの区間又は擬制キロ及び営業キロの区間の大人通勤定期旅客運賃については、同表に定めるところにより特定の額とする。</u></p> <p>ハ 幹線と地方交通線を連続して乗車する場合 発着区間の運賃計算キロにより前イ (別表第 2 号ロの 3) に定める定期旅客運賃を適用した額 <u>ただし、別表第 2 号ロの 5 に定める運賃計算キロ及び営業キロの区間の大人通勤定期旅客運賃については、同表に定めるところにより特定の額とする。</u></p> <p>(2) 大人通学定期旅客運賃</p> <p>イ 幹線内相互発着となる場合 別表第 2 号ニの 6 に定める額</p> <p>ロ 地方交通線内相互発着となる場合 発着区間の擬制キロにより前イ (別表第 2 号ニの 6) に定める定期旅客運賃を適用した額 <u>ただし、別表第 2 号ニの 7 に定める擬制キロの区間又は擬制キロ及び営業キロの区間の大人通学定期旅客運賃については、同表に定めるところにより特定の額とする。</u></p>	<p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(四国旅客鉄道会社線内の大人定期旅客運賃)</p> <p>第 95 条の 3 四国旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の大人定期旅客運賃は、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 大人通勤定期旅客運賃</p> <p>イ 幹線内相互発着となる場合 別表第 2 号ロの 3 に定める額</p> <p>ロ 地方交通線内相互発着となる場合 発着区間の擬制キロにより前イ (別表第 2 号ロの 3) に定める定期旅客運賃を適用した額</p> <p>ハ 幹線と地方交通線を連続して乗車する場合 発着区間の運賃計算キロにより前イ (別表第 2 号ロの 3) に定める定期旅客運賃を適用した額</p> <p>(2) 大人通学定期旅客運賃</p> <p>イ 幹線内相互発着となる場合 別表第 2 号ニの 6 に定める額</p> <p>ロ 地方交通線内相互発着となる場合 発着区間の擬制キロにより前イ (別表第 2 号ニの 6) に定める定期旅客運賃を適用した額</p>



現 行	改 正
<p>ハ 幹線と地方交通線を連続して乗車する場合 発着区間の運賃計算キロにより前イ（別表第2号ニの6）に定める定期旅客運賃を適用した額</p> <p><u>ただし、別表第2号ニの8に定める運賃計算キロ及び営業キロの区間の大人通学定期旅客運賃については、同表に定めるところにより特定の額とする。</u></p> <p style="text-align: center;">（中略）</p> <p>（加算定期旅客運賃適用区間にかかわる定期旅客運賃）</p> <p>第99条の4 加算定期旅客運賃適用区間を乗車する場合又は当該区間と他の区間を連続して乗車する場合の定期旅客運賃は、発着区間の営業キロ又は運賃計算キロに基づき、第95条、第95条の2、第95条の3、第95条の4、第96条、第96条の2、第97条、第99条の2及び第104条の規定により計算した額に加算定期旅客運賃を加えた額とする。</p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、加算定期旅客運賃適用区間を乗車する場合で、次に定める駅相互間の定期旅客運賃は、次のとおり特定の額とする。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>大人通勤定期旅客運賃</u></p> <p style="text-align: center;"><u>6箇月</u></p> <p style="text-align: center;"><u>児 島・宇 多 津 間      61,720円</u></p> <p><u>3 第1項</u>の規定にかかわらず、九州旅客鉄道会社線内相互発着となる場合で、第38条第1項第2号に定める児童に対する通学定期旅客運賃は、第104条第1号ハに定める額に第99条の3第6号に定める中学生等加算通学定期旅客運賃を加えた額を折半し、は数整理した額とする。</p> <p style="text-align: center;">（中略）</p> <p>（北海道旅客鉄道会社線、四国旅客鉄道会社線又は九州旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の中学校、高等学校生徒等に対する割引定期旅客運賃）</p> <p>第104条 前条第1号及び第2号の規定にかかわらず、北海道旅客鉄道会社線、四国旅客鉄道会社線又は九州旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の割引の定期旅客運賃は、次の額とする。</p>	<p>ハ 幹線と地方交通線を連続して乗車する場合 発着区間の運賃計算キロにより前イ（別表第2号ニの6）に定める定期旅客運賃を適用した額</p> <p style="text-align: center;">（中略）</p> <p>（加算定期旅客運賃適用区間にかかわる定期旅客運賃）</p> <p>第99条の4 加算定期旅客運賃適用区間を乗車する場合又は当該区間と他の区間を連続して乗車する場合の定期旅客運賃は、発着区間の営業キロ又は運賃計算キロに基づき、第95条、第95条の2、第95条の3、第95条の4、第96条、第96条の2、第97条、第99条の2及び第104条の規定により計算した額に加算定期旅客運賃を加えた額とする。</p> <p><u>（削る）</u></p> <p><u>2 前項</u>の規定にかかわらず、九州旅客鉄道会社線内相互発着となる場合で、第38条第1項第2号に定める児童に対する通学定期旅客運賃は、第104条第1号ハに定める額に第99条の3第6号に定める中学生等加算通学定期旅客運賃を加えた額を折半し、は数整理した額とする。</p> <p style="text-align: center;">（中略）</p> <p>（北海道旅客鉄道会社線、四国旅客鉄道会社線又は九州旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の中学校、高等学校生徒等に対する割引定期旅客運賃）</p> <p>第104条 前条第1号及び第2号の規定にかかわらず、北海道旅客鉄道会社線、四国旅客鉄道会社線又は九州旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の割引の定期旅客運賃は、次の額とする。</p>

現 行	改 正
<p>(1) 第 38 条第 1 項第 1 号に定める生徒に対する通学定期旅客運賃</p> <p>イ 北海道旅客鉄道会社線 (中略)</p> <p>ロ 四国旅客鉄道会社線</p> <p>(イ) 幹線内相互発着となる場合 別表第 2 号ニの 12 に定める額</p> <p>(ロ) 地方交通線内相互発着となる場合 発着区間の擬制キロにより前(イ) (別表第 2 号ニの 12) に定める定期旅客運賃を適用した額</p> <p><u>ただし、別表第 2 号ニの 13 に定める擬制キロ及び営業キロの区間の通学定期旅客運賃については、同表に定めるところにより特定の額とする。</u></p> <p>(ハ) 幹線と地方交通線を連続して乗車する場合 発着区間の運賃計算キロにより前(イ) (別表第 2 号ニの 12) に定める定期旅客運賃を適用した額</p> <p><u>ただし、別表第 2 号ニの 14 に定める運賃計算キロ及び営業キロの区間の通学定期旅客運賃については、同表に定めるところにより特定の額とする。</u></p> <p>(中略)</p>	<p>(1) 第 38 条第 1 項第 1 号に定める生徒に対する通学定期旅客運賃</p> <p>イ 北海道旅客鉄道会社線 (中略)</p> <p>ロ 四国旅客鉄道会社線</p> <p>(イ) 幹線内相互発着となる場合 別表第 2 号ニの 12 に定める額</p> <p>(ロ) 地方交通線内相互発着となる場合 発着区間の擬制キロにより前(イ) (別表第 2 号ニの 12) に定める定期旅客運賃を適用した額</p> <p>(ハ) 幹線と地方交通線を連続して乗車する場合 発着区間の運賃計算キロにより前(イ) (別表第 2 号ニの 12) に定める定期旅客運賃を適用した額</p> <p>(中略)</p>
<p>(2) 第 38 条第 1 項第 2 号に定める児童に対する通学定期旅客運賃</p> <p>イ 北海道旅客鉄道会社線 (中略)</p> <p>ロ 四国旅客鉄道会社線</p> <p>(イ) 幹線内相互発着となる場合 前号ロの(イ)の額を折半し、は数整理した額とする。</p> <p><u>ただし、別表第 2 号ニの 15 に定める営業キロの区間の通学定期旅客運賃については、同表に定めるところにより特定の額とする。</u></p> <p>(ロ) 地方交通線内相互発着となる場合 発着区間の擬制キロにより前(イ)に定める定期旅客運賃を適用した額</p>	<p>(2) 第 38 条第 1 項第 2 号に定める児童に対する通学定期旅客運賃</p> <p>イ 北海道旅客鉄道会社線 (中略)</p> <p>ロ 四国旅客鉄道会社線</p> <p>(イ) 幹線内相互発着となる場合 前号ロの(イ)の額を折半し、は数整理した額とする。</p> <p>(ロ) 地方交通線内相互発着となる場合 発着区間の擬制キロにより前(イ)に定める定期旅客運賃を適用した額</p>

現 行	改 正
<p><u>ただし、別表第2号ニの16に定める擬制キロ及び営業キロの区間の通学定期旅客運賃については、同表に定めるところにより特定の額とする。</u></p> <p>(ハ) 幹線と地方交通線を連続して乗車する場合  発着区間の運賃計算キロにより前(イ)に定める定期旅客運賃を適用した額</p> <p><u>ただし、別表第2号ニの17に定める運賃計算キロ及び営業キロの区間の通学定期旅客運賃については、同表に定めるところにより特定の額とする。</u></p> <p>(中略)</p> <p>(3) 第38条第1項第3号から第5号に定める生徒等に対する通学定期旅客運賃  イ 北海道旅客鉄道会社線  (中略)</p> <p>ロ 四国旅客鉄道会社線  (イ) 幹線内相互発着となる場合  別表第2号ニの9に定める額  (ロ) 地方交通線内相互発着となる場合  発着区間の擬制キロにより前(イ) (別表第2号ニの9) に定める定期旅客運賃を適用した額</p> <p><u>ただし、別表第2号ニの10に定める擬制キロ及び営業キロの区間の通学定期旅客運賃については、同表に定めるところにより特定の額とする。</u></p> <p>(ハ) 幹線と地方交通線を連続して乗車する場合  発着区間の運賃計算キロにより前(イ) (別表第2号ニの9) に定める定期旅客運賃を適用した額</p> <p><u>ただし、別表第2号ニの11に定める運賃計算キロ及び営業キロの区間の通学定期旅客運賃については、同表に定めるところにより特定の額とする。</u></p> <p>(中略)</p> <p>(大人急行料金)</p>	<p>(ハ) 幹線と地方交通線を連続して乗車する場合  発着区間の運賃計算キロにより前(イ)に定める定期旅客運賃を適用した額</p> <p>(中略)</p> <p>(3) 第38条第1項第3号から第5号に定める生徒等に対する通学定期旅客運賃  イ 北海道旅客鉄道会社線  (中略)</p> <p>ロ 四国旅客鉄道会社線  (イ) 幹線内相互発着となる場合  別表第2号ニの9に定める額  (ロ) 地方交通線内相互発着となる場合  発着区間の擬制キロにより前(イ) (別表第2号ニの9) に定める定期旅客運賃を適用した額</p> <p>(ハ) 幹線と地方交通線を連続して乗車する場合  発着区間の運賃計算キロにより前(イ) (別表第2号ニの9) に定める定期旅客運賃を適用した額</p> <p>(中略)</p> <p>(大人急行料金)</p>

現 行	改 正
<p>第125条 大人急行料金は、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 特別急行料金</p> <p>イ 新幹線</p> <p>(イ) 指定席特急料金（特別車両以外の個室に乗車する場合は、1人当りの料金とする。）</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>ロ 新幹線以外の線区</p> <p>(イ) (ロ)、(ハ)及び(ニ)以外の特別急行料金</p> <p>a b、c、d、e、f、g、h、i、<u>j及びk</u>以外の特別急行料金</p> <p>(a) 指定席特急料金</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>b 第57条の3第2項第2号の規定により発売する<u>立席特急券及び自由席特急券に対する立席特急料金及び自由席特急料金</u> <u>560円とする。</u></p> <p>c 第57条の3第2項第3号の規定により発売する<u>特別急行券に対する特別急行料金</u> <u>(a) 指定席特急料金</u></p>	<p>第125条 大人急行料金は、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 特別急行料金</p> <p>イ 新幹線</p> <p>(イ) 指定席特急料金（特別車両以外の個室に乗車する場合は、1人当りの料金とする。）</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>ロ 新幹線以外の線区</p> <p>(イ) (ロ)、(ハ)及び(ニ)以外の特別急行料金</p> <p>a b、c、d、e、f、g、h、i <u>及びj</u>以外の特別急行料金</p> <p>(a) 指定席特急料金</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>b 第57条の3第2項第2号の規定により発売する<u>指定席特急券に適用する特別急行料金</u></p> <p>(a) <u>指定席特急料金</u></p> <p>① <u>②以外の指定席特急料金</u> <u>1,290円とする。ただし、第57条の3第1項第1号の規定により発売するものにあつては、1,090円とする。また、同条同項第2号の規定により発売するものにあつては、1,490円とし、同条同項第3号の規定により発売するものにあつては、1,690円とする。</u></p> <p>② <u>第57条の3第3項の規定により発売する指定席特急券に適用する指定席特急料金</u> <u>①の規定により計算した額から530円を低減した額とする。</u></p> <p>(b) <u>立席特急料金及び自由席特急料金</u> <u>760円とする。</u></p> <p>c 第57条の3第2項第3号の規定により発売する<u>立席特急券及び自由席特急券に対する立席特急料金及び自由席特急料金</u> <u>450円とする。</u></p>

現 行

① ②以外の指定席特急料金

次表に定める料金とする。ただし、第57条の3第1項第1号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から200円を低減した額とし、また、同条同項第2号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に200円を、同条同項第3号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に400円をそれぞれ加算した額とする。

営業キロ	25キロ
地帯	メートルまで
料金	円 1,070

② 第57条の3第3項の規定により発売する指定席特急券に適用する指定席特急料金

①の規定により計算した額から530円を低減した額とする。

(b) 立席特急料金及び自由席特急料金

次表に定める料金とする。

営業キロ	25キロ	50キロ
地帯	メートルまで	メートルまで
料金	円 330	円 530

(中略)

h 第57条の3第2項第9号に定める列車群に含まれる特別急行列車に対して適用する特別急行料金

(中略)

k 第57条の3第2項第8号の規定により発売する指定席特急券に適用する特別急行料金

(a) 指定席特急料金

① ②以外の指定席特急料金

改 正

(中略)

h 第57条の3第2項第8号に定める列車群に含まれる特別急行列車に対して適用する特別急行料金

(中略)

現 行

1,290円とする。ただし、第57条の3第1項第1号の規定により発売するものにあつては、1,090円とする。また、同条同項第2号の規定により発売するものにあつては、1,490円とし、同条同項第3号の規定により発売するものにあつては、1,690円とする。

② 第57条の3第3項の規定により発売する指定席特急券に適用する指定席特急料金

①の規定により計算した額から530円を低減した額とする。

(b) 立席特急料金及び自由席特急料金

760円とする。

(中略)

(2) 普通急行料金

イ ロ以外の普通急行料金

営業キロ	50キロ	100キロ	150キロ	200キロ	201キロ
地帯	メートルまで	メートルまで	メートルまで	メートルまで	メートル以上
料金	円 560	円 760	円 1,000	円 1,100	円 1,320

ロ 第57条の4の規定により発売する場合の普通急行料金

(イ) 同条第1号の規定により発売する普通急行券に対する普通急行料金は、次表に定める料金とする。

営業キロ	25キロ	50キロ
地帯	メートルまで	メートルまで
料金	円 320	円 520

(ロ) 同条第2号の規定により発売する普通急行券に対する普通急行料金は、次表に定める料金とする。

<u>営業キロ</u>	<u>25キロ</u>	<u>50キロ</u>
<u>地帯</u>	<u>メートルまで</u>	<u>メートルまで</u>

改 正

(中略)

(2) 普通急行料金

イ ロ以外の普通急行料金

営業キロ	50キロ	100キロ	150キロ	200キロ	201キロ
地帯	メートルまで	メートルまで	メートルまで	メートルまで	メートル以上
料金	円 560	円 760	円 1,000	円 1,100	円 1,320

ロ 第57条の4の規定により発売する場合の普通急行料金

(イ) 同条第1号の規定により発売する普通急行券に対する普通急行料金は、次表に定める料金とする。

営業キロ	25キロ	50キロ
地帯	メートルまで	メートルまで
料金	円 320	円 520

(ロ) 同条第2号の規定により発売する普通急行券に対する普通急行料金は、560円とする。

現 行	改 正																							
<table border="1" data-bbox="253 197 575 284"> <tr> <td data-bbox="253 197 349 284">料金</td> <td data-bbox="349 197 459 284">円 330</td> <td data-bbox="459 197 575 284">円 530</td> </tr> </table> <p data-bbox="591 293 667 320">(中略)</p> <p data-bbox="230 336 1111 408">(リ) 同条第9号の規定により発売する普通急行券に対する普通急行料金は、<u>560円とする。</u></p> <p data-bbox="591 421 667 448">(中略)</p> <p data-bbox="159 464 445 491">(入場券の種類及び料金)</p> <p data-bbox="143 507 1111 579">第295条 入場券は、普通入場券及び定期入場券の2種類とし、その料金は、1枚について次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p data-bbox="174 595 360 622">(1) 普通入場券</p> <p data-bbox="197 636 468 663">イ ロ及びハ以外の駅</p> <p data-bbox="591 679 667 707">(中略)</p> <p data-bbox="147 722 1111 794">2 前項の規定にかかわらず、北海道旅客鉄道会社、四国旅客鉄道会社又は九州旅客鉄道会社内の各駅における入場料金は、次の額とする。</p> <p data-bbox="174 810 360 837">(1) 普通入場券</p> <p data-bbox="197 852 600 879">イ 北海道旅客鉄道会社内の各駅</p> <table data-bbox="253 895 555 967"> <tr> <td data-bbox="253 895 315 922">大人</td> <td data-bbox="479 895 555 922">200円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="253 938 315 965">小児</td> <td data-bbox="479 938 555 965">100円</td> </tr> </table> <p data-bbox="253 981 1030 1008">ただし、新青森駅にあっては、前項第1号イに規定する額とする。</p> <p data-bbox="197 1024 837 1051">ロ 四国旅客鉄道会社又は九州旅客鉄道会社内の各駅</p> <table data-bbox="253 1067 555 1139"> <tr> <td data-bbox="253 1067 315 1094">大人</td> <td data-bbox="479 1067 555 1094">170円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="253 1107 315 1134">小児</td> <td data-bbox="479 1107 555 1134">80円</td> </tr> </table> <p data-bbox="253 1283 1111 1310">ただし、小倉駅及び博多駅にあっては、前項第1号イに規定する額とする。</p> <p data-bbox="174 1326 360 1353">(2) 定期入場券</p> <p data-bbox="197 1367 600 1394">イ 北海道旅客鉄道会社内の各駅</p>	料金	円 330	円 530	大人	200円	小児	100円	大人	170円	小児	80円	<p data-bbox="1585 293 1662 320">(中略)</p> <p data-bbox="1585 421 1662 448">(中略)</p> <p data-bbox="1155 464 1442 491">(入場券の種類及び料金)</p> <p data-bbox="1140 507 2107 579">第295条 入場券は、普通入場券及び定期入場券の2種類とし、その料金は、1枚について次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p data-bbox="1171 595 1357 622">(1) 普通入場券</p> <p data-bbox="1193 636 1464 663">イ ロ及びハ以外の駅</p> <p data-bbox="1585 679 1662 707">(中略)</p> <p data-bbox="1144 722 2107 794">2 前項の規定にかかわらず、北海道旅客鉄道会社、四国旅客鉄道会社又は九州旅客鉄道会社内の各駅における入場料金は、次の額とする。</p> <p data-bbox="1171 810 1357 837">(1) 普通入場券</p> <p data-bbox="1193 852 1597 879">イ 北海道旅客鉄道会社内の各駅</p> <table data-bbox="1249 895 1552 967"> <tr> <td data-bbox="1249 895 1312 922">大人</td> <td data-bbox="1476 895 1552 922">200円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1249 938 1312 965">小児</td> <td data-bbox="1476 938 1552 965">100円</td> </tr> </table> <p data-bbox="1249 981 2027 1008">ただし、新青森駅にあっては、前項第1号イに規定する額とする。</p> <p data-bbox="1193 1024 1568 1051">ロ 四国旅客鉄道会社内の各駅</p> <table data-bbox="1249 1067 1552 1139"> <tr> <td data-bbox="1249 1067 1312 1094">大人</td> <td data-bbox="1476 1067 1552 1094"><u>190円</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1249 1107 1312 1134">小児</td> <td data-bbox="1476 1107 1552 1134"><u>90円</u></td> </tr> </table> <p data-bbox="1193 1155 1568 1182"><u>ハ 九州旅客鉄道会社内の各駅</u></p> <table data-bbox="1249 1198 1552 1270"> <tr> <td data-bbox="1249 1198 1312 1225">大人</td> <td data-bbox="1476 1198 1552 1225">170円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1249 1238 1312 1265">小児</td> <td data-bbox="1476 1238 1552 1265">80円</td> </tr> </table> <p data-bbox="1249 1283 2107 1310">ただし、小倉駅及び博多駅にあっては、前項第1号イに規定する額とする。</p> <p data-bbox="1171 1326 1357 1353">(2) 定期入場券</p> <p data-bbox="1193 1367 1597 1394">イ 北海道旅客鉄道会社内の各駅</p>	大人	200円	小児	100円	大人	<u>190円</u>	小児	<u>90円</u>	大人	170円	小児	80円
料金	円 330	円 530																						
大人	200円																							
小児	100円																							
大人	170円																							
小児	80円																							
大人	200円																							
小児	100円																							
大人	<u>190円</u>																							
小児	<u>90円</u>																							
大人	170円																							
小児	80円																							

現 行

大人 5,920 円

小児 2,960 円

ただし、新青森駅にあつては、前項第2号イに規定する額とする。

ロ 四国旅客鉄道会社内の各駅

大人 5,120 円

小児 2,560 円

(以下略)

別表第2号 イの2

四国旅客鉄道株式会社線の大人普通旅客運賃の特定額

(円)

営業キロ	運賃	営業キロ	運賃
61 — 70	1,300	401 — 420	7,090
71 — 80	1,470	421 — 440	7,310
81 — 90	1,660	441 — 460	7,640
91 — 100	1,830	461 — 480	7,860
		481 — 500	8,190
101 — 120	2,130		
121 — 140	2,460	501 — 520	8,520
141 — 160	2,790	521 — 540	8,740
161 — 180	3,230	541 — 560	9,070
181 — 200	3,560	561 — 580	9,290
		581 — 600	9,620
201 — 220	3,890		
221 — 240	4,220	601 — 640	9,950
241 — 260	4,660	641 — 680	10,170
261 — 280	5,000	681 — 720	10,500
281 — 300	5,330	721 — 760	10,830
		761 — 800	11,160
301 — 320	5,660		
321 — 340	5,880	801 — 840	11,490
341 — 360	6,210	841 — 880	11,710
361 — 380	6,540	881 — 920	12,040
381 — 400	6,760	921 — 960	12,370
		961 — 1,000	12,700

(中略)

別表第2号 ロの3

四国旅客鉄道株式会社線の大人通勤定期旅客運賃

改 正

大人 5,920 円

小児 2,960 円

ただし、新青森駅にあつては、前項第2号イに規定する額とする。

ロ 四国旅客鉄道会社内の各駅

大人 5,910 円

小児 2,950 円

(以下略)

別表第2号 イの2

削除

(中略)

別表第2号 ロの3

四国旅客鉄道株式会社線の大人通勤定期旅客運賃



現行

(円)

営業 キロ	1 箇月	3 箇月	6 箇月	営業 キロ	1 箇月	3 箇月	6 箇月	営業 キロ	1 箇月	3 箇月	6 箇月	営業 キロ	1 箇月	3 箇月	6 箇月
1	5,280	15,030	25,720	26	16,730	47,700	84,540	51	27,920	79,570	150,750	76	39,990	113,960	213,890
2	5,280	15,030	25,720	27	17,030	48,540	84,540	52	28,450	81,050	153,570	77	40,400	115,140	213,890
3	5,280	15,030	25,720	28	17,030	48,540	84,540	53	28,900	82,340	156,000	78	40,870	116,490	213,890
4	6,260	17,860	31,230	29	17,030	48,540	84,540	54	29,490	84,040	159,210	79	41,340	117,840	213,890
5	6,260	17,860	31,230	30	17,030	48,540	84,540	55	29,950	85,370	161,760	80	41,840	119,210	213,890
6	6,260	17,860	31,230	31	19,350	55,140	99,210	56	30,470	86,870	162,700	81	42,500	121,130	229,520
7	6,600	18,800	33,070	32	19,870	56,640	99,210	57	30,920	88,140	162,700	82	42,990	122,520	232,140
8	6,600	18,800	33,070	33	20,170	57,460	99,210	58	31,520	89,840	162,700	83	43,450	123,840	234,650
9	6,600	18,800	33,070	34	20,170	57,460	99,210	59	31,990	91,200	162,700	84	43,910	125,150	237,140
10	6,600	18,800	33,070	35	20,170	57,460	99,210	60	32,510	92,640	162,700	85	44,460	126,690	239,450
11	7,940	22,640	40,410	36	21,890	62,360	113,920	61	33,000	94,080	178,250	86	44,910	127,980	239,450
12	7,940	22,640	40,410	37	22,390	63,800	113,920	62	33,430	95,330	180,650	87	45,350	129,300	239,450
13	7,940	22,640	40,410	38	22,810	65,030	113,920	63	33,910	96,710	183,240	88	45,810	130,590	239,450
14	7,940	22,640	40,410	39	23,150	65,990	113,920	64	34,330	97,910	185,520	89	46,280	131,900	239,450
15	7,940	22,640	40,410	40	23,150	65,990	113,920	65	34,910	99,510	188,140	90	46,730	133,170	239,450
16	10,930	31,150	55,120	41	24,300	69,280	127,780	66	35,330	100,720	188,140	91	47,110	134,250	254,390
17	10,930	31,150	55,120	42	24,670	70,320	127,780	67	35,750	101,900	188,140	92	47,670	135,840	257,380
18	10,930	31,150	55,120	43	25,040	71,350	127,780	68	36,250	103,270	188,140	93	48,070	137,030	259,630
19	10,930	31,150	55,120	44	25,550	72,830	127,780	69	36,740	104,690	188,140	94	48,650	138,670	262,750
20	10,930	31,150	55,120	45	25,930	73,900	127,780	70	37,220	106,070	188,140	95	49,080	139,890	265,050
21	13,900	39,630	69,820	46	26,100	74,390	140,460	71	37,500	106,890	202,530	96	49,630	141,470	268,040
22	13,900	39,630	69,820	47	26,380	75,240	140,460	72	38,130	108,730	206,010	97	50,190	143,050	271,050
23	13,900	39,630	69,820	48	26,750	76,280	140,460	73	38,530	109,870	208,160	98	50,630	144,300	273,410
24	13,900	39,630	69,820	49	27,070	77,140	140,460	74	39,010	111,240	210,800	99	51,180	145,850	276,350
25	13,900	39,630	69,820	50	27,380	78,040	140,460	75	39,410	112,340	212,850	100	51,730	147,430	279,360

別表第2号 口の4

四国旅客鉄道株式会社線の大人通勤定期旅客運賃の特定額（地方交通線内相互発着となる場合）

(円)

擬制キロ	営業キロ	1 箇月	3 箇月	6 箇月
------	------	------	------	------

改正

(円)

営業 キロ	1 箇月	3 箇月	6 箇月	営業 キロ	1 箇月	3 箇月	6 箇月	営業 キロ	1 箇月	3 箇月	6 箇月	営業 キロ	1 箇月	3 箇月	6 箇月
1	5,910	16,790	31,910	26	19,580	55,680	105,730	51	36,730	104,380	198,290	76	52,180	148,070	281,760
2	5,910	16,790	31,910	27	19,840	56,450	107,140	52	37,200	105,720	200,850	77	52,590	149,250	281,760
3	5,910	16,790	31,910	28	19,840	56,450	107,140	53	37,600	106,850	202,990	78	53,040	150,590	281,760
4	7,460	21,210	40,280	29	19,840	56,450	107,140	54	38,130	108,400	205,900	79	53,510	151,940	281,760
5	7,460	21,210	40,280	30	19,840	56,450	107,140	55	38,550	109,590	208,120	80	54,010	153,310	281,760
6	7,460	21,210	40,280	31	23,000	65,400	124,200	56	39,010	110,880	210,600	81	54,660	155,230	297,390
7	8,700	24,750	46,980	32	23,460	66,700	126,680	57	39,420	112,060	214,170	82	55,130	156,520	299,800
8	8,700	24,750	46,980	33	23,710	67,420	128,030	58	39,950	113,590	214,170	83	55,590	157,840	302,310
9	8,700	24,750	46,980	34	23,710	67,420	128,030	59	40,380	114,750	214,170	84	56,050	159,150	304,800
10	8,700	24,750	46,980	35	23,710	67,420	128,030	60	40,840	116,090	214,170	85	56,600	160,690	307,100
11	10,260	29,170	55,400	36	26,410	75,120	142,670	61	42,540	120,990	229,720	86	57,050	161,980	307,100
12	10,260	29,170	55,400	37	26,870	76,430	145,100	62	42,970	122,200	232,080	87	57,490	163,300	307,100
13	10,260	29,170	55,400	38	27,260	77,530	147,200	63	43,450	123,580	235,130	88	57,950	164,590	307,100
14	10,260	29,170	55,400	39	27,560	78,350	148,770	64	43,870	124,780	237,410	89	58,420	165,900	307,100
15	10,260	29,170	55,400	40	27,560	78,350	148,770	65	44,440	126,370	239,980	90	58,870	167,170	307,100
16	13,360	38,000	72,140	41	30,450	86,610	164,480	66	44,840	127,580	242,140	91	59,250	168,240	322,050
17	13,360	38,000	72,140	42	30,770	87,540	166,210	67	45,260	128,760	244,400	92	59,760	169,720	324,830
18	13,360	38,000	72,140	43	31,090	88,500	167,940	68	45,760	130,130	247,100	93	60,130	170,820	326,900
19	13,360	38,000	72,140	44	31,570	89,770	170,480	69	46,250	131,550	249,750	94	60,670	172,300	329,780
20	13,360	38,000	72,140	45	31,900	90,750	172,260	70	46,730	132,920	252,340	95	61,070	173,450	331,900
21	16,470	46,840	88,940	46	33,570	95,450	184,940	71	49,750	141,210	268,650	96	61,580	174,910	332,530
22	16,470	46,840	88,940	47	33,840	96,300	184,940	72	50,330	142,850	271,780	97	62,100	176,360	335,340
23	16,470	46,840	88,940	48	34,210	97,340	184,940	73	50,730	143,980	273,950	98	62,510	177,510	339,050
24	16,470	46,840	88,940	49	34,530	98,200	186,380	74	51,210	145,350	276,590	99	62,990	178,970	340,150
25	16,470	46,840	88,940	50	34,830	99,100	188,020	75	51,600	146,450	278,640	100	63,510	180,400	342,950

別表第2号 口の4 **削除**



現 行												改 正																			
13	6,530	18,610	35,250	38	10,880	30,970	58,710	63	17,160	48,960	92,740	88	23,400	66,650	126,310	13	8,530	24,360	46,270	38	12,770	36,850	70,150	63	20,300	57,930	110,720	88	27,480	78,900	150,830
14	6,690	19,090	36,160	39	10,920	31,120	58,950	64	17,380	49,570	93,920	89	23,480	66,910	126,780	14	8,720	24,940	47,320	39	12,820	36,990	70,390	64	20,520	58,630	111,950	89	27,590	79,220	151,300
15	6,690	19,090	36,160	40	11,220	31,990	60,600	65	17,610	50,230	95,180	90	23,790	67,810	128,500	15	8,720	24,940	47,320	40	13,170	37,780	71,880	65	20,750	59,340	113,210	90	27,910	80,110	153,020
16	8,300	23,670	44,860	41	11,520	32,850	62,210	66	17,890	51,030	96,720	91	24,040	68,490	129,760	16	10,210	29,230	55,590	41	13,910	39,830	75,860	66	21,030	60,140	114,750	91	28,340	81,130	154,280
17	8,480	24,210	45,840	42	11,730	33,460	63,390	67	18,050	51,490	97,540	92	24,360	69,440	131,570	17	10,380	29,920	56,800	42	14,170	40,520	76,930	67	21,190	60,640	115,570	92	28,650	82,050	155,980
18	8,480	24,210	45,840	43	12,070	34,430	65,240	68	18,480	52,700	99,880	93	24,610	70,120	132,880	18	10,380	29,920	56,800	43	14,490	41,560	78,970	68	21,650	61,890	117,910	93	28,890	82,760	157,720
19	8,640	24,610	46,620	44	12,220	34,850	66,050	69	18,560	52,970	100,350	94	24,700	70,420	133,430	19	10,500	30,370	57,710	44	14,660	42,080	80,010	69	21,730	62,160	118,380	94	29,000	83,110	158,270
20	8,790	25,050	47,440	45	12,570	35,830	67,890	70	18,850	53,770	101,840	95	25,060	71,430	135,320	20	10,650	30,900	58,620	45	15,060	43,120	82,080	70	22,060	63,170	120,280	95	29,360	84,180	160,000
21	9,020	25,730	48,740	46	12,800	36,540	69,220	71	19,070	54,350	102,970	96	25,270	72,010	136,450	21	10,920	31,730	60,100	46	15,300	43,710	83,220	71	22,800	65,210	124,630	96	29,600	84,890	161,260
22	9,170	26,140	49,510	47	12,940	36,850	69,820	72	19,350	55,160	104,520	97	25,520	72,730	137,820	22	11,040	32,110	60,850	47	15,460	44,090	83,980	72	23,090	66,080	126,270	97	29,830	85,590	162,680
23	9,170	26,140	49,510	48	13,250	37,750	71,550	73	19,710	56,220	106,540	98	25,850	73,700	139,630	23	11,040	32,110	60,850	48	15,770	45,040	85,890	73	23,470	67,230	128,100	98	30,190	86,660	164,810
24	9,280	26,450	50,110	49	13,450	38,380	72,730	74	19,880	56,710	107,460	99	25,970	74,020	140,230	24	11,170	32,390	61,410	49	15,970	45,800	87,070	74	23,670	67,810	129,260	99	30,420	87,010	165,520
25	9,310	26,530	50,270	50	13,780	39,290	74,460	75	20,050	57,190	108,350	100	26,200	74,680	141,480	25	11,200	32,470	61,590	50	16,350	46,750	88,930	75	23,860	68,390	130,420	100	30,660	87,720	166,930

別表第2号 ニの7

四国旅客鉄道株式会社線の大人通学定期旅客運賃の特定額（地方交通線内相互発着となる場合）

(円)

擬制キロ	営業キロ	1 箇月	3 箇月	6 箇月
4	3	3,280	9,320	17,670
11	—	6,120	17,470	33,100
16	—	8,000	22,790	41,460
17	15	8,000	22,790	41,460

別表第2号 ニの8

四国旅客鉄道株式会社線の大人通学定期旅客運賃の特定額（幹線と地方交通線を

別表第2号 ニの7 削除

別表第2号 ニの8 削除

現 行

改 正

連続して乗車する場合)

(円)

運賃計算キロ	営業キロ	1 箇月	3 箇月	6 箇月
4 11	3 10	3,280 6,120	9,320 17,470	17,670 33,100

別表第2号 ニの9

四国旅客鉄道株式会社線の高校生等通学定期旅客運賃

(円)

営業 キロ	1 箇月	3 箇月	6 箇月	営業 キロ	1 箇月	3 箇月	6 箇月	営業 キロ	1 箇月	3 箇月	6 箇月	営業 キロ	1 箇月	3 箇月	6 箇月
1	2,870	8,170	15,490	26	8,750	24,930	47,240	51	12,750	36,340	68,870	76	18,470	52,700	99,860
2	2,870	8,170	15,490	27	8,750	24,930	47,240	52	13,070	37,260	70,590	77	18,690	53,340	101,040
3	2,870	8,170	15,490	28	8,880	25,320	47,990	53	13,250	37,810	71,610	78	18,990	54,160	102,660
4	3,260	9,280	17,590	29	8,880	25,320	47,990	54	13,440	38,350	72,640	79	19,090	54,430	103,140
5	3,530	10,100	19,140	30	9,020	25,740	48,750	55	13,740	39,180	74,260	80	19,380	55,280	104,740
6	3,790	10,830	20,490	31	9,150	26,050	49,410	56	14,000	39,950	75,680	81	19,720	56,210	106,530
7	4,050	11,590	21,940	32	9,150	26,050	49,410	57	14,140	40,300	76,360	82	19,890	56,730	107,470
8	4,460	12,740	24,150	33	9,230	26,330	49,890	58	14,440	41,190	78,040	83	20,150	57,490	108,920
9	4,770	13,580	25,710	34	9,290	26,500	50,200	59	14,710	41,910	79,430	84	20,330	57,980	109,880
10	4,890	13,950	26,450	35	9,530	27,160	51,500	60	14,950	42,600	80,730	85	20,580	58,720	111,270
11	5,670	16,180	30,690	36	9,600	27,420	51,930	61	15,070	42,980	81,450	86	20,770	59,200	112,180
12	5,810	16,530	31,330	37	9,660	27,530	52,160	62	15,380	43,860	83,070	87	21,010	59,940	113,560
13	5,930	16,900	32,020	38	9,910	28,250	53,540	63	15,640	44,640	84,550	88	21,260	60,590	114,810
14	6,080	17,340	32,850	39	9,950	28,380	53,780	64	15,840	45,190	85,610	89	21,340	60,830	115,240
15	6,080	17,340	32,850	40	10,240	29,180	55,290	65	16,050	45,780	86,740	90	21,620	61,630	116,780
16	7,550	21,520	40,790	41	10,510	29,950	56,750	66	16,310	46,510	88,130	91	21,840	62,230	117,920
17	7,720	22,020	41,700	42	10,690	30,510	57,830	67	16,450	46,920	88,870	92	22,130	63,120	119,560
18	7,720	22,020	41,700	43	11,010	31,400	59,500	68	16,840	48,010	90,970	93	22,360	63,720	120,750
19	7,830	22,380	42,400	44	11,140	31,800	60,260	69	16,910	48,260	91,400	94	22,450	63,990	121,240
20	8,000	22,760	43,140	45	11,460	32,670	61,950	70	17,170	48,960	92,750	95	22,760	64,900	122,980
21	8,210	23,420	44,360	46	11,650	33,350	63,190	71	17,360	49,490	93,760	96	22,970	65,430	123,990
22	8,330	23,780	45,060	47	11,780	33,630	63,730	72	17,620	50,230	95,180	97	23,180	66,090	125,240
23	8,330	23,780	45,060	48	12,090	34,440	65,280	73	17,940	51,200	96,990	98	23,490	66,950	126,890
24	8,430	24,080	45,600	49	12,270	35,010	66,350	74	18,090	51,620	97,830	99	23,600	67,240	127,440
25	8,460	24,150	45,750	50	12,570	35,830	67,900	75	18,250	52,050	98,640	100	23,800	67,840	128,570

別表第2号 ニの10

四国旅客鉄道株式会社線の高校生等通学定期旅客運賃の特定額(地方交通線内相)

別表第2号 ニの9

四国旅客鉄道株式会社線の高校生等通学定期旅客運賃

(円)

営業 キロ	1 箇月	3 箇月	6 箇月	営業 キロ	1 箇月	3 箇月	6 箇月	営業 キロ	1 箇月	3 箇月	6 箇月	営業 キロ	1 箇月	3 箇月	6 箇月
1	3,290	9,380	17,820	26	10,110	28,860	54,810	51	14,810	42,450	80,480	76	21,340	61,170	116,370
2	3,290	9,380	17,820	27	10,110	28,860	54,810	52	15,180	43,330	82,650	77	21,640	61,990	117,550
3	3,290	9,380	17,820	28	10,260	29,310	55,710	53	15,400	43,990	83,570	78	21,930	62,860	119,300
4	3,840	10,950	20,790	29	10,260	29,310	55,710	54	15,620	44,660	84,900	79	22,030	63,160	119,880
5	4,140	11,850	22,500	30	10,410	29,760	56,390	55	15,920	45,540	86,660	80	22,320	64,000	121,540
6	4,440	12,710	24,040	31	10,500	30,050	57,010	56	16,210	46,430	87,990	81	22,660	64,930	123,310
7	5,270	15,120	28,650	32	10,500	30,050	57,010	57	16,360	46,870	88,870	82	22,830	65,430	124,210
8	5,790	16,570	31,440	33	10,580	30,280	57,410	58	16,730	47,750	90,570	83	23,070	66,120	125,550
9	6,170	17,620	33,440	34	10,620	30,420	57,690	59	17,020	48,640	92,410	84	23,270	66,610	126,510
10	6,320	18,070	34,340	35	10,860	31,020	59,100	60	17,240	49,280	93,570	85	23,600	67,380	127,900
11	7,310	20,940	39,760	36	11,010	31,520	59,710	61	17,300	49,460	93,970	86	23,790	67,860	129,130
12	7,490	21,350	40,590	37	11,060	31,670	60,010	62	17,590	50,240	95,410	87	24,030	68,840	130,510
13	7,650	21,820	41,410	38	11,370	32,430	61,530	63	17,890	51,250	97,100	88	24,270	69,490	131,810
14	7,840	22,410	42,470	39	11,410	32,580	61,830	64	18,100	51,800	98,410	89	24,360	69,720	132,460
15	7,840	22,410	42,470	40	11,720	33,490	63,350	65	18,360	52,520	99,540	90	24,690	70,520	134,000
16	9,200	26,210	49,820	41	12,290	35,120	66,750	66	18,610	53,280	100,960	91	24,970	71,310	135,470
17	9,380	26,830	50,900	42	12,520	35,820	68,140	67	18,780	53,720	101,920	92	25,320	72,200	137,000
18	9,380	26,830	50,900	43	12,870	36,870	69,890	68	19,210	54,810	104,020	93	25,540	72,750	138,330
19	9,500	27,210	51,660	44	13,000	37,240	70,590	69	19,290	55,070	104,530	94	25,620	73,110	139,050
20	9,670	27,670	52,350	45	13,390	38,260	72,680	70	19,550	55,830	106,060	95	25,920	74,180	141,200
21	9,810	28,060	53,100	46	13,500	38,700	73,560	71	20,170	57,600	109,360	96	26,160	74,900	142,160
22	9,920	28,410	53,740	47	13,630	39,050	74,330	72	20,470	58,480	111,110	97	26,400	75,560	143,350
23	9,920	28,410	53,740	48	13,990	39,860	75,880	73	20,780	59,360	112,870	98	26,760	76,330	144,950
24	10,020	28,660	54,230	49	14,180	40,630	77,020	74	20,950	59,940	114,040	99	26,880	76,690	145,490
25	10,050	28,730	54,380	50	14,500	41,450	78,570	75	21,120	60,520	114,840	100	27,110	77,400	146,930

別表第2号 ニの10 削除

現 行

改 正

互発着となる場合)

(円)

擬制キロ	営業キロ	1 箇月	3 箇月	6 箇月
<u>4</u>	<u>3</u>	<u>2,940</u>	<u>8,380</u>	<u>15,900</u>
<u>11</u>	<u>二</u>	<u>5,500</u>	<u>15,720</u>	<u>29,780</u>
<u>16</u>	<u>二</u>	<u>7,190</u>	<u>20,500</u>	<u>37,330</u>
<u>17</u>	<u>15</u>	<u>7,190</u>	<u>20,500</u>	<u>37,330</u>

別表第2号 ニの11

四国旅客鉄道株式会社線の高校生等通学定期旅客運賃の特定額 (幹線と地方交通線を連続して乗車する場合)

(円)

運賃計算キロ	営業キロ	1 箇月	3 箇月	6 箇月
<u>4</u>	<u>3</u>	<u>2,940</u>	<u>8,380</u>	<u>15,900</u>
<u>11</u>	<u>10</u>	<u>5,500</u>	<u>15,720</u>	<u>29,780</u>

別表第2号 ニの12

四国旅客鉄道株式会社線の中学生等通学定期旅客運賃

(円)

営業キロ	1 箇月	3 箇月	6 箇月	営業キロ	1 箇月	3 箇月	6 箇月	営業キロ	1 箇月	3 箇月	6 箇月	営業キロ	1 箇月	3 箇月	6 箇月
1	2,290	6,570	12,460	26	7,050	20,130	38,140	51	10,290	29,310	55,560	76	14,840	42,320	80,170
2	2,290	6,570	12,460	27	7,050	20,130	38,140	52	10,540	30,060	56,950	77	15,000	42,820	81,090
3	2,290	6,570	12,460	28	7,170	20,430	38,720	53	10,680	30,480	57,770	78	15,230	43,450	82,350
4	2,620	7,470	14,160	29	7,170	20,430	38,720	54	10,850	30,920	58,600	79	15,310	43,660	82,730
5	2,840	8,120	15,400	30	7,280	20,790	39,360	55	11,080	31,590	59,880	80	15,530	44,320	83,970
6	3,050	8,710	16,480	31	7,370	21,030	39,900	56	11,310	32,220	61,020	81	15,800	45,050	85,350
7	3,260	9,300	17,610	32	7,370	21,030	39,900	57	11,400	32,500	61,570	82	15,940	45,460	86,130
8	3,590	10,230	19,380	33	7,460	21,260	40,270	58	11,650	33,210	62,920	83	16,140	46,040	87,260
9	3,820	10,900	20,640	34	7,500	21,400	40,540	59	11,860	33,790	64,050	84	16,280	46,420	88,010
10	3,920	11,200	21,230	35	7,700	21,940	41,580	60	12,050	34,340	65,070	85	16,480	47,000	89,090
11	4,530	12,940	24,520	36	7,750	22,110	41,930	61	12,160	34,680	65,710	86	16,620	47,380	89,790
12	4,630	13,210	25,040	37	7,770	22,200	42,060	62	12,410	35,360	67,020	87	16,820	47,950	90,860
13	4,740	13,510	25,600	38	8,000	22,790	43,220	63	12,610	35,990	68,190	88	17,000	48,460	91,840
14	4,860	13,850	26,250	39	8,030	22,910	43,420	64	12,770	36,420	69,010	89	17,060	48,640	92,180
15	4,860	13,850	26,250	40	8,270	23,560	44,630	65	12,940	36,880	69,900	90	17,280	49,280	93,380
16	6,040	17,230	32,670	41	8,460	24,160	45,760	66	13,130	37,440	70,980	91	17,460	49,740	94,260

別表第2号 ニの11 削除

別表第2号 ニの12

四国旅客鉄道株式会社線の中学生等通学定期旅客運賃

(円)

営業キロ	1 箇月	3 箇月	6 箇月	営業キロ	1 箇月	3 箇月	6 箇月	営業キロ	1 箇月	3 箇月	6 箇月	営業キロ	1 箇月	3 箇月	6 箇月
1	2,650	7,620	14,500	26	8,240	23,590	44,700	51	12,160	34,710	65,890	76	17,350	49,710	94,390
2	2,650	7,620	14,500	27	8,240	23,590	44,700	52	12,380	35,380	67,660	77	17,540	50,250	95,330
3	2,650	7,620	14,500	28	8,350	23,920	45,380	53	12,530	36,040	68,540	78	17,830	50,880	96,590
4	3,110	8,900	16,860	29	8,350	23,920	45,380	54	12,750	36,480	69,430	79	17,910	51,100	97,090
5	3,350	9,630	18,310	30	8,490	24,260	45,960	55	12,970	37,140	70,750	80	18,130	51,760	98,330
6	3,590	10,270	19,510	31	8,570	24,490	46,440	56	13,250	37,810	72,030	81	18,390	52,540	99,810
7	4,280	12,230	23,160	32	8,570	24,490	46,440	57	13,340	38,250	72,520	82	18,530	52,930	100,510
8	4,690	13,380	25,460	33	8,630	24,670	46,750	58	13,630	38,910	73,850	83	18,720	53,510	101,810
9	4,970	14,230	27,050	34	8,660	24,780	46,970	59	13,850	39,580	75,170	84	18,860	53,890	102,560
10	5,110	14,620	27,750	35	8,880	25,330	48,030	60	14,050	40,100	76,190	85	19,060	54,490	103,720
11	5,880	16,820	32,000	36	8,990	25,770	48,800	61	14,110	40,240	76,500	86	19,250	54,900	104,420
12	6,020	17,180	32,710	37	9,010	25,840	49,110	62	14,360	41,050	78,030	87	19,470	55,470	105,710
13	6,160	17,590	33,410	38	9,240	26,370	50,320	63	14,620	41,820	79,250	88	19,650	56,120	106,690
14	6,310	18,000	34,120	39	9,300	26,520	50,620	64	14,790	42,330	80,070	89	19,720	56,450	107,030
15	6,310	18,000	34,120	40	9,550	27,280	51,830	65	14,960	42,790	81,090	90	19,960	57,100	108,330
16	7,410	21,160	40,170	41	10,020	28,760	54,520	66	15,150	43,350	82,540	91	20,190	57,700	109,680

現 行												改 正																			
17	6,170	17,640	33,410	42	8,640	24,620	46,660	67	13,240	37,760	71,560	92	17,690	50,460	95,580	17	7,560	21,620	41,090	42	10,250	29,180	55,570	67	15,270	43,670	83,120	92	20,420	58,420	111,110
18	6,170	17,640	33,410	43	8,880	25,320	48,000	68	13,540	38,610	73,190	93	17,860	50,930	96,500	18	7,560	21,620	41,090	43	10,480	30,060	56,970	68	15,680	44,620	84,800	93	20,600	58,930	111,940
19	6,270	17,930	33,970	44	9,000	25,670	48,650	69	13,600	38,810	73,530	94	17,950	51,140	96,890	19	7,670	22,000	41,690	44	10,600	30,400	57,670	69	15,760	44,850	85,160	94	20,670	59,140	112,540
20	6,400	18,240	34,560	45	9,260	26,390	50,020	70	13,800	39,350	74,570	95	18,200	51,860	98,290	20	7,810	22,310	42,230	45	10,890	31,280	59,410	70	15,980	45,380	86,190	95	21,000	59,850	113,970
21	6,590	18,780	35,600	46	9,360	26,720	50,590	71	13,940	39,760	75,370	96	18,340	52,300	99,090	21	7,930	22,620	42,820	46	10,980	31,550	59,900	71	16,380	46,790	88,900	96	21,140	60,570	114,720
22	6,680	19,090	36,170	47	9,460	26,980	51,090	72	14,170	40,360	76,490	97	18,540	52,820	100,080	22	8,020	22,890	43,320	47	11,100	31,770	60,320	72	16,560	47,670	90,660	97	21,380	61,040	116,120
23	6,680	19,090	36,170	48	9,740	27,710	52,550	73	14,420	41,140	77,950	98	18,770	53,510	101,410	23	8,020	22,890	43,320	48	11,360	32,540	61,620	73	16,820	48,330	92,040	98	21,620	61,640	117,560
24	6,760	19,310	36,600	49	9,910	28,250	53,530	74	14,540	41,480	78,590	99	18,850	53,750	101,830	24	8,100	23,080	43,720	49	11,550	33,120	62,780	74	17,040	48,830	92,810	99	21,720	62,000	118,200
25	6,790	19,370	36,720	50	10,140	28,910	54,810	75	14,660	41,820	79,220	100	19,030	54,230	102,740	25	8,120	23,140	43,840	50	11,810	33,890	64,320	75	17,160	49,170	93,440	100	21,860	62,720	119,000

別表第2号 ニの13

四国旅客鉄道株式会社線の中学生等通学定期旅客運賃の特定額（地方交通線内相互発着となる場合）

(円)

擬制キロ	営業キロ	1 箇月	3 箇月	6 箇月
4	3	2,290	6,570	12,460
11	—	4,290	12,210	23,150
16	—	5,580	15,940	29,020
17	15	5,580	15,940	29,020

別表第2号 ニの14

四国旅客鉄道株式会社線の中学生等通学定期旅客運賃の特定額（幹線と地方交通線を連続して乗車する場合）

(円)

運賃計算キロ	営業キロ	1 箇月	3 箇月	6 箇月
4	3	2,290	6,570	12,460
11	10	4,290	12,210	23,150

別表第2号 ニの15

四国旅客鉄道株式会社線の小学生等通学定期旅客運賃の特定額（幹線内相互発着

別表第2号 ニの13

削除

別表第2号 ニの14

削除

別表第2号 ニの15

削除

現 行

改 正

となる場合)

(円)

営業キロ	1 箇月	3 箇月	6 箇月
1	-	-	6,210
2	-	-	6,210
3	-	-	6,210
26	3,510	-	-
27	3,510	-	-
46	4,660	-	-

別表第2号 二の16

四国旅客鉄道株式会社線の小学生等通学定期旅客運賃の特定額(地方交通線内相互発着となる場合)

(円)

擬制キロ	営業キロ	1 箇月	3 箇月	6 箇月
1	—	—	—	6,210
2	—	—	—	6,210
3	—	—	—	6,210
4	3	—	—	6,210
5	—	—	—	7,690
26	—	3,510	—	—
27	—	3,510	—	—
46	—	4,660	—	—

別表第2号 二の17

四国旅客鉄道株式会社線の小学生等通学定期旅客運賃の特定額(幹線と地方交通

別表第2号 二の16 削除

別表第2号 二の17 削除

現 行					改 正
<u>線を連続して乗車する場合)</u>					
					<u>(円)</u>
<u>運賃計算キロ</u>	<u>営業キロ</u>	<u>1 箇月</u>	<u>3 箇月</u>	<u>6 箇月</u>	
<u>1</u>	＝	＝	＝	<u>6,210</u>	
<u>2</u>	＝	＝	＝	<u>6,210</u>	
<u>3</u>	＝	＝	＝	<u>6,210</u>	
<u>4</u>	＝	＝	＝	<u>6,210</u>	
<u>5</u>	＝	＝	＝	<u>7,690</u>	
(以下略)					(以下略)

附則

この通達は、令和5年5月20日から施行する。